

あなたの意見をお寄せください

（仮称）弘前市中心市街地活性化ビジョン（素案）への意見募集（パブリックコメント）

市では、地域・商業環境を取り巻く状況や市民ニーズの変化に対応しながら、将来に向けた中心市街地の基本的なまちづくりの考え方を示す「（仮称）弘前市中心市街地活性化ビジョン」の策定を進めています。

このたび、素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▼募集期間 2月10日(木)～3月7日(月・必着)

▼閲覧場所

○市ホームページから閲覧

○次の場所での閲覧（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

商工労政課（市役所5階）、市役所総合案内所（市役所1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロコ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

▼対象 ①市内に住所を有する人、②市内に事務所または事業所を有する人および法人など、③市内の事務所または事業所に勤務する人、④市内の学校に在学する人、⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人、⑥本ビジョン（素案）に利害関係を有する人

▼提出方法 指定または任意の様式に、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥の

いずれか）、件名（任意様式のみ「（仮称）弘前市中心市街地活性化ビジョン（素案）への意見」など）を明記し、次のいずれかの方法で提出を。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、商工労政課宛て

②商工労政課へ直接持参（平日のみ）

③ファクス…35-1105

④Eメール…shoukou@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けません。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、ビジョン策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんのでご了承ください。

■問い合わせ先 商工労政課（☎35-1135）



詳しくは問い合わせを

要介護認定高齢者の障害者控除

65歳以上で、要介護認定を受けている人を対象に「障害者控除対象者認定書」を発行しています。この認定書により、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、本人または扶養している親族は、個人住民税および所得税の障害者控除を受けることができます。

なお、個人住民税と所得税が課税されない場合は、控除申請の必要はありません。

▼対象者および控除区分 ①要介護1～3の人…障害者／②要介護4～5の人…特別障害者

▼申請方法 原則として、本人または扶養者が対象者の要介護度がわかるものを持参し、申請してください。

■問い合わせ・申請先 介護福祉課（市役所1階、☎40-7114）／岩木総合支所民生課（岩木庁舎1階、☎82-1628）／相馬総合支所民生課（相馬庁舎内、☎84-2113）



手続きはお早めに

令和4年4月 認定こども園・保育所利用希望者の追加受け付け



市内の保育施設のうち、令和4年4月からの認定こども園・保育所（2号・3号認定）の利用申し込みは2月28日に受け付けを終了しましたが、定員に空きが生じる施設について追加の申し込み受け付けを行います。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▼受付期間

●窓口…2月1日（火）～15日（火）の平日、午前8時30分～午後5時

●郵送…2月10日（木・必着）まで

▼受付場所 こども家庭課保育係（市役所1階）、岩木総合支所民生課健康福祉係（岩木庁舎内）、

相馬総合支所民生課健康福祉係（相馬庁舎内）

※申し込みをしても、定員に空きがない場合は4月からの利用はできません／書類に不備がある場合は受け付けできない場合がありますので、早めの施設見学と申し込みをお願いします。

なお、認定こども園・幼稚園の教育利用（1号認定）、認可外保育施設、企業主導型保育施設については、希望する施設への申し込みとなりますので、直接施設にお問い合わせください。

■問い合わせ先 こども家庭課保育係（☎35-1131）

対象者は忘れずに申請を

「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度の被保険者で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和2年8月1日～令和3年7月31日）の合算額が限度額（右表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下は対象外）。被保険者が複数いる世帯は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送付しますので、届いた人は申請してください。

対象期間中に加入した人や県外から転入した被保険者がいる世帯など、支給対象となる世帯でも支給申請のお知らせが届かない場合がありますので、対象と思われる人はお問い合わせを。

▼申請に必要なもの 支給申請書／支給申請のお知らせ／後期高齢者医療被保険者証／介護保険被保険者証／個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカードなど）／本人確認書類（官公庁発行・発給の顔写真付き身分証明書）／印鑑（認印、申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要）／通帳（コピーでも可）など口座情報のわかるもの



▼自己負担限度額

所得区分	所得区分の内容	限度額
現役並み所得Ⅲ	課税所得690万円以上の人	212万円
現役並み所得Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満の人	141万円
現役並み所得Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満の人	67万円
一般	住民税課税世帯の人（他の所得区分に当てはまらない人）	56万円
低所得Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税の人	31万円
低所得Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税の人のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の人（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）	19万円

※自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

■問い合わせ・申請先 国保年金課後期高齢者医療係（☎40-7046）